平成２３年（再イ）第１３号
福岡県春日市春日公園２丁目９番地２パークハイツ春日36棟404号
再生債務者　安河内和茂
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月24日まで
平成23年６月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３０号
福岡市中央区地行３丁目３番30―１号
再生債務者　高田　史彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月24日まで
平成23年６月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第８８号
福岡市城南区神松寺３丁目19番３―105号
再生債務者　濱口　泰裕
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月24日まで
平成23年６月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第１１８号
福岡県古賀市天神５丁目２番10―205号
再生債務者　畑　加菜恵
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月24日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月24日まで
平成23年６月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第９２号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番62号
再生債務者　上原　眞一
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年６月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年６月27日まで
平成23年６月６日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第８号
山口県宇部市明治町１丁目１番９号
再生債務者　渡壁　　豊
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再イ）第１号
高知市潮見台２丁目2618番地
再生債務者　髙嶋　利多
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第６号
高知市高須１丁目８番15―901号
再生債務者　中西　優人
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第１１５号
熊本市高平２丁目16番８号
再生債務者　辻　　工
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（再イ）第１０号
熊本県八代市松崎町426番地16
再生債務者　島田　浩之
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日　熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（再イ）第５号
鹿児島市西伊敷４丁目53番３号
再生債務者　前野　真美
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月４日まで
平成23年６月６日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成１８年（再イ）第２４号
大阪府松原市岡２丁目10番27号
再生債務者　奥　　学
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月２日　　大阪地方裁判所堺支部

平成１８年（再イ）第２５号
大阪府松原市岡２丁目10番27号
再生債務者　奥　　明美
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月２日　　大阪地方裁判所堺支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０００６号
長崎県長崎市式見町435番地
再生債務者　釜本　壽知
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月11日から平成23年７月25日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第８号
大阪府羽曳野市島泉９丁目８番４号　ハイツ川口205号
再生債務者　大西　幸男
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月８日から平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第５号
岡山市中区西川原１丁目15番14号　Ａ202
再生債務者　難波　輝江
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月11日から平成23年７月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第６号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕1336番地18
再生債務者　吉田　洋一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月24日まで
平成23年５月27日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係